

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号該当随意契約（令和8年度）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について、国保中央病院組合契約規則第22条の2第1項の規定により、令和8年度分の契約に関わる事項の契約を締結したものについて、次のとおり公表します。

No	契約の件名	契約に関する事務を所掌する組織の名称	契約に係る業務の概要	契約を履行する場所	契約を締結した日	契約の期間	契約の金額 (税込)	契約の相手方	契約の相手方とした理由
1	国保中央病院敷地内垣根剪定等業務	事務部 企画総務課	敷地内の除草・剪定作業	国保中央病院敷地内 (磯城郡田原本町宮古404-1)	令和8年4月27日	令和8年4月27日～ 令和9年3月31日	641,800円	公益社団法人 磯城シルバー人材センター	高齢者の就業を援助すると共に、これらの者の「働く場」を提供して就労の機会を与え、もって高齢者の福祉の増進に資するため、磯城シルバー人材センターを契約の相手方としたものである。
2	国保中央病院側溝清掃業務	事務部 企画総務課	敷地内及び北側側溝の清掃	国保中央病院敷地内 (磯城郡田原本町宮古404-1)	令和8年4月27日	令和8年5月1日～ 令和8年5月9日	67,500円	公益社団法人 磯城シルバー人材センター	高齢者の就業を援助すると共に、これらの者の「働く場」を提供して就労の機会を与え、もって高齢者の福祉の増進に資するため、磯城シルバー人材センターを契約の相手方としたものである。